別記第六号の三様式申請人等作成用１（裏）を次のように改める。

（裏）

備　考

申請人等作成用2から4，所属機関等作成用等1から5は，入国目的に従って，次の様式を使用してください。

	入国目的	例	使用する申請書								
			申請人等作成用				所属機関等作成用等				
			1	2	3	4	1	2	3	4	5
1	大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(※) 大学等における研究の指導又は教育等	大学教授	○	I	－	－	I	－	－	－	－
	中学校，高等学校等における語学教育等	中学校の語学教師									
2	収入を伴う芸術上の活動 収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得	作曲家，写真家 茶道，柔道を修得しようとする者	○	J	J	－	J	－	－	－	－
3	外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教，宣教師	○	K	－	－	K	－	－	－	－
4	外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者，報道カメラマン	○	L	－	－	L	L	－	－	－
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者									
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員									
	日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること										
5	高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※) 事業の経営又は管理	企業の社長，取締役，部長	○	M	－	－	M	M	－	－	－
6	高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(※) 契約に基づき収入を伴う研究を行う活動	政府関係機関，企業の研究者	○	N	－	－	N	N	N	N	－
	高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(※)	機械工学等の技術者，マーケティング業務従事者									
	自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること										
	介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士									
	熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師，スポーツ指導者									
	特定の研究活動，研究事業活動，情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者									
	本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること	高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者									
7	特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること 特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること	特定技能外国人	○	V	V	－	V	V	V	V	V
8	興行	歌手，モデル	○	O	O	O	－	－	－	－	－
9	技能実習	技能実習生	○	Y	－	－	Y	－	－	－	－
10	勉学	留学生	○	P	P	－	P	P	－	－	－
11	研修	実務研修を行わない研修生，公的研修を行う研修生	○	Q	－	－	Q	Q	Q	－	－
12	商用・就職を目的とする者，文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること		○	R	－	－	R	－	－	－	－
	特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること										
	EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること										
	本邦大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること										
13	日本人，永住者等との婚姻関係，親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	○	T	T	－	－	－	－	－	－
14	上記以外の目的(1)	外交，公用，弁護士，公認会計士，医師，家事使用人，ワーキング・ホリデー，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，日系四世	○	U	U	U	U	U	U	－	－
	上記以外の目的(2)	医療活動，起業活動	○	U	U	U	－	－	－	－	－

(※)については，申請人が本邦において行おうとする活動に応じて，J，K，O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。